

農業農村整備事業の設計積算に係る端数処理の取り扱いについて

三重県が発注する農業農村整備事業の工事価格の算出では、下記の端数処理を行います。

記

1. 端数処理の取扱い

【土木工事】

- ① 直接工事費の細別ごとの金額、間接工事費（積上分）の金額は、円未満は切り捨てる。
- ② 1次単価表の単位当たり単価（合計金額÷単位数量）は、有効数字4桁とし、5桁目以降は切上げる。金額（数量×単価）は、小数第2位までとし、小数第3位を切り捨てる。
- ③ 内訳書のコличество（数量×単価）は、円未満は切り捨てる。
- ④ 参考資料の単位当たり単価（合計金額÷単位数量）は、有効数字4桁とし、5桁目以降は切り捨てる。金額（数量×単価）は、円未満は切り捨てる。
- ⑤ 参考資料（施工パッケージ）における標準単価と構成比率等により算出される単価については、前項によらず、有効数字4桁までとし、有効数字5桁目以降を切上げる。
- ⑥ 機械損料及び労務費、材料費を補正する場合は以下のとおりとする。

機械損料	有効数字3桁（4桁目を四捨五入）
労務費	円未満切り捨て
材料	小数第2位まで（3位切り捨て）

- ⑦ 諸雑費の率計上は、円未満切り捨てる。
- ⑧ 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑨ 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑩ 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた金額を計上する。

【施設機械】

- ① 直接製作費及び直接工事費の細別毎の金額、間接工事費（積上分）の金額は、円未満は切り捨てる。
- ② 1次単価表の単位当たり単価（合計金額÷単位数量）は、有効数字4桁とし、5桁目以降は切上げる。金額（数量×単価）は、小数第2位までとし、小数第3位を切り捨てる。
- ③ 内訳書の金額（数量×単価）は、円未満は切り捨てる。
- ④ 参考資料の単位当たり単価（合計金額÷単位数量）は、有効数字4桁とし、5桁目以降は切り捨てる。金額（数量×単価）は、円未満は切り捨てる。
- ⑤ 参考資料（施工パッケージ）における標準単価と構成比率等により算出される単価については、前項によらず、有効数字4桁までとし、有効数字5桁目以降を切上げる。
- ⑥ 機械損料及び労務費、材料費を補正する場合は以下のとおりとする。

機械損料	有効数字3桁（4桁目を四捨五入）
労務費	円未満切り捨て
材料	小数第2位まで（3位切り捨て）

- ⑦ 諸雑費の率計上は、円未満切り捨てる。
- ⑧ 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑨ 現場管理費、据付間接工事費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑩ 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑪ 技術者間接費、機器管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑫ 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- ⑬ 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた金額を計上する。

2. 適用日

令和3年10月1日以降公告にかかるものとする。

3. 適用基準

- ・ 土地改良工事積算基準（土木工事）
- ・ 土地改良工事積算基準（施設機械）
- ・ 土地改良工事積算基準（機械経費）

上記の積算基準書によらない場合は、各積算基準に定める端数処理等の取り扱いに基づき積算することとする。

事務局 農林水産部 農業基盤整備課農業基盤企画班 Tel.059-224-2556 Fax059-224-3153 E-mail:nokiban@pref.mie.lg.jp
--